

報道機関各位

長岡市商工部人材・働き方政策課長
長岡市地方創生推進部広報・魅力発信課長



学生・若者の市内就労を後押し

企業の奨学金返還支援と学生の就活を支援

長岡市は、市内中小企業など事業者の人材確保と若者の市内就労を促進することを目的に、事業者およびU・Iターンする学生を対象とした、2つの支援制度を開始します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、周知にご協力くださるようお願いいたします。

中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金

1 対象となる中小企業など

従業員に奨学金返還のための手当の支給または代理返還を行っている中小企業、医療法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合など

2 支援する従業員の要件

長岡市に住所があり、申請年の4月1日時点で30歳以下の正社員

3 補助額

企業などが奨学金返還支援のために当年1月1日から12月31日までに従業員に支給および代理返還した額、または奨学金貸付団体に返還された額のいずれか低い額の2分の1（従業員5人まで、1人あたり上限10万円）

4 申請期間

7月1日（火）～9月30日（火）

- ・申請書など必要書類を郵送。
- ・詳しくはホームページ（令和7年7月1日公開）に掲載。

地方就職学生支援事業補助金

1 対象となる学生

東京都内に本部がある東京圏内の大学・大学院に在学し、令和7年度に卒業・修了見込みである人

2 補助内容

- ・交通費：就職活動にかかった往復交通費の1/2 上限額10,000円
 - ・移転費：長岡市内に移住する際にかかる移転費 上限額81,500円
- ※移転費は令和8年度から実施予定です。

各補助金について、詳しくは別添チラシをご覧ください。

問い合わせ：

（中小企業奨学金返還支援事業補助金に関すること）人材・働き方政策課 星野 Tel 0258-39-2228
（地方就職学生支援事業に関すること）広報・魅力発信課 木村 Tel 0258-39-2202

従業員の

奨学金返還を支援します

従業員に奨学金返還の手当を支給したり、代理返還した企業等に補助金を交付します。
奨学金返還支援制度を導入して、従業員が働きやすい会社を目指しませんか？

従業員1人あたり
最大**10万円**
×
従業員**5人分**

補助額

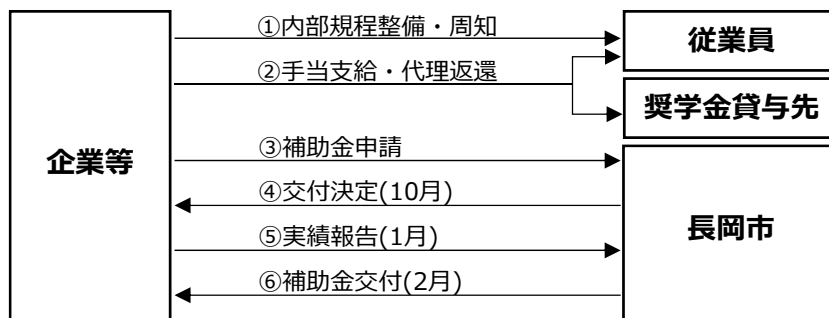
1法人あたり 最大 **50万円**

従業員の奨学金返還支援のために**令和7年1月～12月**に支給・代理返還した額
または同期間に返還された奨学金の額のいずれか低い額の**1/2**を補助します。

申請期間

令和7年 **7月1日(火)** ～ **9月30日(火)**まで **必着**

申請の流れ



対象となる企業等

奨学金返還支援制度についての規程を定め、従業員に
手当の支給や代理返還を行っている次の企業等
(従業員が退職した場合に支給した手当の返還を求めるものや
代理返還した分について従業員に請求するものは対象外)

- ・市内に本店・本社がある中小企業※
 - ・NAGAOKA WORKERを雇用する中小企業※
 - ・市内に主たる事務所がある医療法人、社会福祉法人、
学校法人、協同組合等(常時雇用する従業員数が100人以下)
 - ・市内に住所がある個人事業主
- ※資本金3億円以下の企業に限る

奨学金の要件

大学生、専門学校生、高専生を対象に次の団体等が貸
与する奨学金

- ・日本学生支援機構
- ・地方公共団体、大学、民間企業・団体

※特定の職に就いた場合等に返還が免除されるものを除く

従業員の要件

次のすべてに当てはまる者

- ・企業等からの支援を受けている期間を通して市内に住
所があり、かつその期間が3か月以上である
- ・雇用期間を定めず雇用されている
- ・令和7年4月1日時点で30歳以下
- ・奨学金を返還中である
- ・他団体から奨学金返還支援を受けていない
- ・役員等でない、役員等の同居の親族でない

奨学金返還支援制度導入のメリット /



企業のブランド
イメージ向上



従業員の
やる気アップ

長岡就職転職Uターンなび
でJobら.ねっと

就職情報サイトで
学生にPR

長岡市にU・Iターンする学生を応援

令和7年度 地方就職学生支援事業 補助金のお知らせ

東京圏から新潟県内に就職するためにかかった
交通費を補助します

申請期限
2026.2.2

補助金額

【交通費】最大10,000円

就職活動（採用試験・面接）にかかった往復交通費の1／2

【移転費】最大81,500円（令和8年度から予定）

長岡市に移住する際にかかる移転費

※前年度に、本事業の交通費支援を受けた方が対象です。

【主な要件】

- ✓ 東京都内に本部がある東京圏内の大学等に在学し、令和7年度に卒業見込みである
- ✓ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住している
- ✓ 新潟県内の企業等へ就職（内定）し、長岡市に移住する意思がある

※申請方法やその他の要件について、必ずホームページでご確認ください

お問い合わせ

長岡市移住定住相談センター

☎ 0258-39-5151

要件等の詳細はこちら

受付時間：平日8：30～17：15

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate08/student.html>

